

建築士法第23条の6の規定による 設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。
この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

日付は必ず記入すること

香 川 県 知 事 殿

平成23年 3月20日

一級・二級・木造
の別を記入

一級建築士事務所 香川県知事登録第9999号

建築士事務所の
名称・所在地・
電話番号を記入

事務所名称 **株式会社香川県庁設計一級建築士事務所**
所在地 **高松市番町四丁目1-10**
電 話 **087-832-3612**

建築士事務所の開設者氏名又は名称

株式会社香川県庁設計

代表取締役 **讃岐 花子**

代表
者印

〔記入注意〕 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。

法人登録の場合は法人名称・代表者
役職・氏名を記載し代表者印を、
個人登録の場合は氏名を記載し個人
印を押すこと

今回報告対象事業年度

平成22年1月 1日 から 平成22年12月31日まで

今回報告する事業年度の始期と終期を記載してください。

前々年度、前年度分が未提出の場合は、1年
分ずつ別々に第一面から第五面、提出シート
を作成のうえ、提出してください。

(記載例)

(第三面)

所属建築士名簿

氏名	一級建築士 建築士及び 建築士	登録番号	受道 を都名級・ 録た都級・ 府県二級・ （二級） 建築場 造の場	建築士 法第22 条第1 号の第 3項に 規定す るもの に該当 する者	構造設計 一級建築 士	設備設計 一級建築 士	建築士 法第22 条第4 号の第 5項に 規定す るもの に該当 する者
丸亀 富士雄	一級建築士 (管理建築士)	999999					
讃岐 太郎	一級建築士	1234567					
香川 建太	二級建築士	9999	香川県				

この3欄の記載については、構造/設備設計一級建築士講習を修了し、登録した一級建築士のみが対象となります。二級・木造建築士事務所の場合は通常記載することはありません。

管理建築士の方はその旨記載が必要です。

建築士定期講習を受講した場合に記載してください。なお、香川県での開催は平成21年2月以降です。

構造/設備設計一級建築士定期講習を受講した場合に記載してください。なお、この講習が実施されるのは平成22年以降の予定です。

管理建築士を含め、事業年度終了日における所属建築士をすべて記載してください。管理建築士はその旨記載が必要です。

計	一級建築士	2名
	二級建築士	1名
	木造建築士	名
	構造設計一級建築士	名
	設備設計一級建築士	名

当該業務年度を通じて一人の管理建築士しか在籍しなかった場合は、管理建築士の氏名のみを記入し、「第二面の記載に同じ」として記載を省略していただいても結構です。

(記載例)

(第四面)

所属建築士の業務の実績

- 1 所属建築士の当該事業年度における業務の実績を、当該建築士事務所におけるものに限って、直近のものから順次記入してください。
- 2 [例]

国土 太郎 東京都 共同住宅 鉄筋コンクリート造五階建延700㎡ 設計及び工事監理 平成 21. 2. 1 ~ 21. 10. 3

所属建築士の氏名	建築物所在地都道府県	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期間
丸亀富士雄	香川県	専用住宅	木造2階建延128㎡	設計及び工事監理	H22. 6. 20 ~ H22. 10. 1
〃	香川県	工場	鉄骨造平屋建延2,000㎡	工事監理	H21. 12. 20 ~ H22. 9. 30
〃	徳島県	店舗併用住宅	木造2階建延123㎡	設計	H22. 5. 10 ~ H22. 7. 28
〃	香川県	事務所	鉄筋コンクリート造5階建延750㎡	設計	H21. 8. 10 ~ H22. 3. 20
讃岐太郎	徳島県	店舗併用住宅	木造2階建延123㎡	申請代理	H22. 5. 10 ~ H22. 7. 28
〃	香川県	専用住宅	木造2階建延167㎡	設計及び工事監理	H21. 10. 20 ~ H22. 1. 20
香川建太	香川県	専用住宅	木造2階建延128㎡	設計及び工事監理	H22. 6. 20 ~ H22. 10. 1
高松広海 H22. 1. 31退職	香川県	専用住宅	木造2階建延167㎡	設計及び工事監理	H21. 10. 20 ~ H22. 1. 20
	<p>年度途中で退職し、第三面の所属建築士名簿に記載されていない建築士についても実績があれば記載してください。この場合、退職年月日を併記してください。</p>				

業務実績がない場合は、該当なしと記載してください。

(記 載 例)

(第五面)

管理建築士による意見の概要

[記入注意]

当該事業年度における直近のものから順次記入してください。

管理建築士の 氏名	建築士事務所の開設者に対して述べられた 意見の概要	当該意見が 述べられた日
丸亀 富士雄	委託契約の締結にあたっては履行期間に余裕を持たせるよう助言した。	H22. 3. 1
	<p>開設者と管理建築士が異なる場合に作成してください。意見が述べられなかった場合は「該当なし」等の記載をしてください。 ★参考★建築士法第24条第3項 管理建築士は、その建築士事務所の業務に係る技術的事項を総括し、その者と建築士事務所の開設者が異なる場合においては、建築士事務所の開設者に対し、技術的観点からその業務が円滑かつ適正に行われるよう必要な意見を述べるものとする。</p>	

(記載例)

(県受付印)

級 別	一級・二級・木造
登録番号	香川県知事登録第9999号
登録年月日	平成19年 8月 1日
事務所名称	株式会社香川県庁設計 一級建築士事務所

事務所の登録番号と登録年月日です。登録年月日は、最新の更新年月日を記載してください。

「設計等の業務に関する報告書」提出シート

前々年度、前年度分が未提出の場合は、1年分ずつ別々に第一面から第五面、提出シートを提出してください。

1	報告対象事業年度	平成22年1月 1日 ~平成22年12月31日	
2	担当者連絡先	部 課 名	設計課
		ふりがな氏 名	まるがめ ふじお 丸亀富士雄
		電 話 番 号	087-832-3612
		FAX、E-Mail等	087-862-8116 kenchiku@pref.kagawa.lg.jp

- (注) 1 このシートは、県が記載内容の確認等の必要がある場合に使用するために記載していただくもので、一般の閲覧に供するものではありません。
なお、特に必要がない場合は、県から連絡はいたしません。
- 2 担当者連絡先は、この報告書の作成者等、内容についてお答えいただける方の昼間の連絡先を記入してください。
個人登録の場合は部課名の記載は必要ありません。法人登録の場合に「業務部設計第1課」等担当部署の記入をお願いします。
FAX、E-Mailについては利用されている場合にのみ記入してください。

第一面から第五面は左肩で綴じ、このシートは綴じ込まずに別にしてご送付ください。

問合せ先
香川県土木部建築課建築指導室
〒760-8570 高松市番町四丁目1-10
電 話 087-832-3612 F A X 087-862-8116